

こうべ食育推進調整会議開催要綱

令和3年8月1日
健康局長決定

(目的)

第1条 本市の食育推進に関する基本的事項について、中期的視点に立ち、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として「こうべ食育推進調整会議」(以下「調整会議」という)を開催する。

(委員)

第2条 調整会議に参加する委員は、次に掲げるもののうちから、健康局長が決定する。

- (1)学識経験者(栄養学・医学・教育学等)
 - (2)学校関係者
 - (3)農・漁業関係者
 - (4)流通・生産関係者
 - (5)消費者関係者
 - (6)市民代表
 - (7)飲食店・調理関係者
 - (8)医療関係職能団体(歯科・栄養)
 - (9)前8号に掲げる者のほか、健康局長が特に必要であると認める者
- 2 前項の規定により参加する委員の人数は15名以内とする。
- 3 委員は、同一人が継続する場合は、5年間を目途とする。

(開催回数)

第3条 調整会議は、年に1回の開催とする。ただし、健康局長が必要と決めたときは、この限りではない。

(施行細目の委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の開催に必要な事項は健康局長が定める。

附則(令和3年7月21日決裁)

この要綱は、令和3年8月1日より施行する。